

「平成23年度東久留米市事務事業見直しのための仕分け」 委員意見・提言

番号	B-4	担当課	指導室
事務事業名	教育センター維持管理事業		

判 定 区 分							(仕分け市民委員数はA班4名、B班3名)						
1	不要	2	民間	3	国	4	東京都	5	他市町村との広域連携	6	東久留米市(改善有)	7	東久留米市(現行通り)
2名		0名		0名		0名		0名		0名		1名	

仕 分 け 委 員 意 見 ・ 提 言

委員・・・1不要⑥その他

○教育センターは平成29年度までの賃貸借契約になっているが、施設をサブ・リース契約(転貸)すれば、平成29年度までのリース料を削減できる。代替施設案として、市役所本庁舎7階や、わくわく健康プラザを改修し、教育センターの機能を持たせてはどうか。
○施設の研修室の稼働率は非常に低く、もっと有効活用を検討すべきである。

委員・・・7東久留米市(現行通り)②事業規模を拡大すべき

○教育センターの借り上げ廃止について、財政難の折、借り上げを止めるべきではないかと考えた市民委員もいたが、契約破棄は得策ではないと感じる。
○研修対象は教育関係者に限定されているので稼働率が低すぎる。教育委員会内部での積極的な利用を拡大してほしい。

委員・・・1不要⑥その他

○昨年度に引き続き、この事業を仕分け対象としたが、現状のままであれば「不要」としたい。昨年度から大きな進展はなく、市全体で具体的に取り組んでいく姿勢が感じられない。稼働率などを加味しても、市の所有する他の施設を分析し、代替施設として利用することを検討されてはどうか。
○立地条件がよいので、教育だけではなく、保育などの他事業で有効活用できる部分があると思う。契約内容を見直してはどうか。

担 当 課 の 考 え 方

・センター機能を維持したまま代替施設で事業実施が可能かどうかは、平成29年の契約満了時も含めて検討課題として挙げられています。センター移転については、民間の借用物件のみならず市が保有する全ての公有財産を対象としての検討が必要であると考えます。
・契約解除についてですが、当施設は既存施設の借用ではなく、所有者の協力により建設された施設を借用しています。よって、契約期間内における契約解除について所有者の理解を得ることは非常に困難であると考えます。
・また、施設の所有者である特例財団法人豊島修練会は、「児童生徒学生の心身の修練並びに豊かな心の育成の助成を支援すること並びに地域社会の教育、文化及び福祉の向上に寄与すること」を目的に設置されており、目的を達するために、教育文化会館の経営並びに教育、文化及び福祉に係る講習会等の開催の支援等の事業を行っています。前述により、担当課としては教育以外の目的での施設使用は適さないと考えます。
・施設の貸出についてですが、教育センターは特例財団法人豊島修練会の運営する成美文化教育会館内の施設で、特例財団法人豊島修練会は1階～3階の貸室を有料で一般に貸し出しています。このことから、施設の貸出については特例財団法人豊島修練会の運営を妨げない配慮が必要と考えます。
・稼働率については、多いと言えない数字であると認識しています。今後については、指導室に関連する事業だけでなく、教育に関連する事業での活用を広げていきたいと考えています。